

認知症高齢者等個人賠償責任保険

令和2年6月から
スタートしました！

Q1. どんな保険なんですか？

- ・認知症の人が起こした偶発の事故によって法律上の損害賠償が発生したとき、損害賠償額の補償を受けることができます。
- ・保険加入料は不要です（市が全額を負担します）。

Q2. 保険の補償内容を教えてください！

最大1億円の補償を受けることができます。（ただし、国内での事故に限ります。）

Q3. だれが利用できるんですか？

次の①～③のすべてに該当する人が、保険加入の対象となります。

- ①草津市の住民基本台帳に登録されている。
- ②認知症の人、または認知症の疑いがある（市が介護保険認定調査資料等を確認します。）。
- ③「認知症高齢者等見守りネットワーク事業」に登録している。



Q4. 「認知症高齢者等見守りネットワーク事業」ってどんな事業ですか？

認知症等により道に迷うおそれのある人を日常的に見守り、早期発見・保護・危険防止につなげます。行方不明時に備えて、本人の写真や特徴、情報提供の方法等をあらかじめ関係者間で共有します。

Q5. 申込方法を教えてください！

指定の申請書に必要事項を記入して、市（長寿いきがい課）に提出します。いつでもお申し込みいただけます。申請いただける方は、ご家族や法定代理人、ご本人などです。（見守りネットワーク事前登録が済んでいない方は、保険加入と併せて申請をお受けします。）

Q6. 補償対象になるのはどんなケースなんですか？

認知症の本人が起こしてしまった次のようなケースが対象となります。

- （例1）誤って線路に立ち入り電車を止めてしまった → 車両損壊、遅延損害を補償
- （例2）自転車事故で相手方に損害を負わせた → 相手方の通院費を補償
- （例3）ホテルの居室内の窓ガラスを割ってしまった → ガラス修理代を補償



Q7. 補償対象にならないケースもあるんですか？

次のようなケースは補償の対象外です。

- ・認知症の本人が自動車~~を運転して起こした事故~~による損害
- ・認知症の本人が他人から借りたもの~~を使って起こした事故~~による損害
- ・認知症の本人が自分の所有物~~を破損した~~ときの損害

Q6. とQ7. については、
詳しくは市に
おたずねください！

Q8. 保険加入後、もし事故等を起こしたら、保険の手続きはどうすればいいですか？

市（長寿いきがい課）までご連絡ください。保険会社と手続きを進めます。

＜お問い合わせ＞ 草津市役所 健康福祉部 長寿いきがい課 長寿政策係
電話：077-561-2372 FAX：077-561-2480
Eメール：choju@city.kusatsu.lg.jp